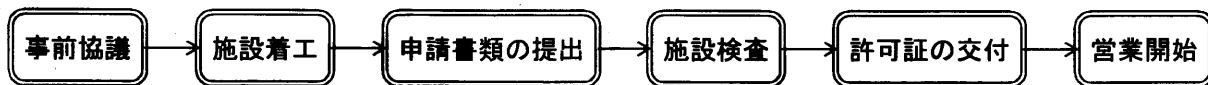


食品衛生法に基づく営業許可

食品衛生法では、飲食に起因する健康被害を発生させるおそれの比較的大きな営業または危険度はそれほど高くないが利用者の多い営業について、都道府県は業種別に施設について必要な基準を定めることとされており、これに該当する営業を行う者は、保健所長の許可を受けなければ営業してはならないとされています。

◎営業許可申請手続き



営業施設の工事を着工する前に、施設の設計図面等を持参のうえ、事前に保健所へ相談してください。調理場や製造施設が基準に適合するかどうかをあらかじめ相談しておかないと、完成後に手直しが必要となり、許可証の交付が遅れる場合があります。

営業許可の必要な業種 (34業種)

分類	業種
調理業	1. 飲食店営業 (一般食堂・料理店・旅館 仕出し屋・弁当屋・そうざい バー・キャバレー他) 2. 喫茶店営業
製造業	1. 菓子製造業 2. あん類製造業 3. アイスクリーム類製造業 4. 乳製品製造業 5. 食肉製品製造業 6. 魚肉ねり製品製造業 7. 食品の冷凍又は冷蔵業 8. 清涼飲料水製造業 9. 乳酸菌飲料製造業 10. 氷雪製造業 11. 食用油脂製造業 12. マーガリン又はショートニング製造業 13. みそ製造業 14. しょう油製造業 15. フーズ類製造業 16. 酒類製造業 17. 豆腐製造業 18. 納豆製造業 19. めん類製造業 20. そうざい製造業 21. かん詰又はびん詰食品製造業 22. 添加物製造業
処理業	1. 乳処理業 2. 特別牛乳さく取処理業 3. 集乳業 4. 食肉処理業 5. 食品の放射線照射業
販売業	1. 乳類販売業 2. 食肉販売業 3. 魚介類販売業 4. 魚介類競り売り営業 5. 氷雪販売業

注) 1 営業許可申請手数料 (9,600円~21,000円) は業種ごとに定められています。

2 営業する際に他法令等により許可申請や届出を行わなければならない業種があります。

- ・食鳥処理の事業の適正化及び食鳥検査に関する法律に規定する許可の必要な場合があります。
- ・フグの衛生確保に関する取扱要領に基づく届出の必要な場合があります。
- ・製造業など一部の業種に大気汚染防止法並びに水質汚濁防止法で規定する「特定施設」として、施設着工の60日以前に届出の必要な場合があります。

4 各業種ごとに食品衛生責任者 (調理師など資格なしでも可) を定めて届出をする必要があります。

5 の7業種には、食品衛生管理者 (獣医師・薬剤師等) を置かなければなりません。ただし、魚肉ねり製品製造業にあつては、魚肉ハム・魚肉ソーセージを製造する場合に該当します。

許可営業 3 4 業種の定義及び対象

業 種	定義及び対象	業 種	定義及び対象
飲食店営業	一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他の食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食をさせる営業。	食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコン等を製造する営業。
		魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類（鯨肉を含む）を販売する営業。魚介類の行商販売は該当しない。
喫茶店営業	喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業。その他、かき氷を販売する営業、ジュース等のコップ式自動販売機等も対象。	魚介類せり売業	鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業。
		魚肉ねり製品製造業	魚肉ハム、魚肉ソーセージ、魚肉ベーコン、かまぼこ等魚肉を主要原料として製品を製造する営業。
菓子製造業 (パン製造業を含む)	ケーキ、あめ、せんべい等社会通念上菓子と認識されているものまたはチューインガムを製造する営業およびパン製造業。	食品の冷凍又は冷蔵業	魚介類の冷凍又は冷蔵する営業および冷凍食品を製造する営業。
		食品の放射線照射業	放射線を照射する営業。現在、ばれいしょの発芽防止加工のみ認可。
あん類製造業	あずき、いんげん等のでんぷん性の豆を蒸し煮して、碎いて製造し、湿ったままのもの、砂糖などで味つけたもの等を製造する営業。	清涼飲料水製造業	ジュース、コーヒー等清涼飲料水を製造する営業。
		乳酸菌飲料製造業	乳等に乳酸菌または酵母を混和してはつ酵させた飲料で、はつ酵乳以外のものを製造する営業。
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業。	氷雪製造業	氷を製造する営業。
		氷雪販売業	氷を製造業者または採取業者から仕入れて小売業者等に販売する営業。
乳処理業	牛乳、殺菌山羊乳、脱脂乳、加工乳の処理または製造を行なう営業	食用油脂製造業	動物性、植物性および中間製品、完成品を問わず、サラダ油、てんぷら油等の食用油脂を製造する営業。
特別牛乳さく取処理業	特別牛乳のさく取および処理を一貫して行なう営業。		
乳製品製造業	粉乳、れん乳、はつ酵乳、クリーム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品を製造する営業。	マーガリン又はショートニング製造業	
		みそ製造業	小分け行為は対象外。
集乳業	生牛乳又は生山羊乳を集荷し、これを保存する営業。	醤油製造業	小分け行為は対象外。
		ソース類製造業	ウスターソース、果実ソース、果実ピューレ、ケチャップ又はマヨネーズを製造する営業。小分け行為は対象外。
乳類販売業	直接飲用に供される牛乳、山羊乳もしくは乳飲料等を販売する営業。店舗を有すると否とを問わず、競技場等における立売りも対象とされる。	酒類製造業	酒の仕込みから搾りまでを行なう営業
		豆腐製造業	豆腐および原料から油揚げを製造する営業。豆腐から豆腐の加工品を油揚げ、がんもどきを製造する営業は対象外。
食肉処理業	食用の目的で鶏、うさぎ等をと殺もしくは解体する営業または解体された鳥類の肉、内臓等を分割、細切りする営業。と畜場でと殺した獣畜の肉を分割細切りする営業もこの対象とされる。	納豆製造業	糸引納豆、塩辛納豆等を製造する営業
		めん類製造業	生めん、ゆでめん、乾めん、そば、マカロニ等を製造する営業。
食肉販売業	獣肉の生肉（骨および内臓を含む）を販売する営業。なお、許可を受けた食肉販売業者が食肉を細断包装したものを、他の者が保管し、注文配送する場合も対象とされる。	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む）、焼物（いため物を含む）、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業。珍味、漬物は含まない。
		かん詰又はびん詰食品製造業（前各営業を除く）	
		添加物製造業	法第 11 条第 1 項で規格が定められた添加物を製造する営業。小分行為も対象